

## 第4回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月7日(火)午後2時00分から午後14時42分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員 (21名)

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 草場 紀彦 | 2番  | 大久保義治 | 3番  | 平島 雅夫 |
| 4番  | 久間 絹子 | 5番  | 樋口 悦雄 | 6番  | 栗原 英喜 |
|     |       |     |       | 9番  | 隈本 俊光 |
| 10番 | 今村 嗣範 | 11番 | 茅島 澄雄 | 12番 | 牛嶋 徹也 |
| 13番 | 大坪知美子 | 14番 | 中島 秀徳 | 15番 | 鷺木 利通 |
| 16番 | 中村 輝義 | 17番 | 城後 公一 | 18番 | 月足 靖彦 |
|     |       | 20番 | 田村 一彦 | 21番 | 宮園 福夫 |
| 22番 | 川口 隆男 | 23番 | 高山 和典 | 24番 | 塚本ちゑ子 |

4. 欠席委員 農業委員 (3名)

|    |       |    |      |     |       |
|----|-------|----|------|-----|-------|
| 7番 | 仁田原政美 | 8番 | 溝尻 修 | 19番 | 小川 哲郎 |
|----|-------|----|------|-----|-------|

5. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

議案第 15号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員  
の任免について

報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

報告第 5号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第 17号 農地法第5条の規定による許可処分計画変更について

議案第 18号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第 19号 土地改良事業に参加する資格について

議案第 20号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積(別段の面積)  
の設定について

議案第 21号 農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 平 博治 書記 原 知輝  
 書記 樋口 昌伸 黒木支所 渡部 真弓 立花支所 安田 凌介 上陽  
 支所 大淵 剛 葉山多恵子 星野支所 江藤 繁徳 矢部支所 堤 翔太

## 8. 会議の概要

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>みなさまこんにちは。春爛漫の季節ではありますが、新型コロナウイルスで7都府県に緊急事態宣言が出されまして、感染拡大・警戒地域に入りまして、筑後地区・久留米地区においても感染者が確認されております。今までにない異常事態となっております。外出自粛強化の中、4月は全員出席での総会になっておりましたけれども、感染拡大防止のため、農業委員さん・事務局対応の総会にさせていただきました。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。また、新年度になりますので、事務局職員の異動があつております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は令和2年第4回農業委員会総会を開催いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 議 長 着 席 ）</p> |
| 議 長 | <p>日程 第1・会議の成立</p> <p>ただ今の出席委員の数は農業委員21名です。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p>  |
| 議 長 | <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、23番高山和典委員、1番 草場紀彦委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>   |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局をして案件の朗読をいたさせます。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | ( 案件朗読 )  |
| 議長  | 事務局朗読のとおり、報告2件・議案7件を一括議題といたします。<br>1ページをお願いします。   |
| 議長  | 議案第15号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について事務局より説明をいたさせます。   |
| 事務局 | 議案第15項農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。令和2年3月31日付で野中由利主任を、令和2年4月1日付で原信也局長外11名を免じております。<br>3ページをお願いいたします。令和2年4月1日付で松藤洋治新局長外8名を任じております。任免の理由につきましては議案書のとおりでございます。以上でございます。 |
| 議長  | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。   |
|     | ( 異議なしの声あり )  |
| 議長  | 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。<br>ここで議事を一時中断し、任免された職員に挨拶をいたさせます。   |
|     | ( 任免職員のあいさつ )   |
| 事務局 | なお、本日欠席している職員につきましては、公務の都合上欠席させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。以上で職員の挨拶を終わります。  |
| 議長  | 議事に戻ります。4ページお願いします。   |
| 議長  | 報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より通知の説明をいたさせます。   |

|            |  |
|------------|--|
| 事務局        | <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては18件です。解約のあった土地36筆のうち、田34筆、畑2筆、合計面積43,935㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上です。</p>  |
| 議 長        | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br/>       質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。<br/>       8ページをお願いします。</p>   |
| 議 長        | <p>議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を、事務局より説明をいたさせます。</p>   |
| 事務局        | <p>1番についてご説明いたします。（議案書朗読）続きまして、譲受人についてご説明いたします。譲受人は、農業者大学校を卒業後、熊本のJA上益城で2年間指導員をし、その後八女市に移住され、立花町のキウイ農家で2年間アルバイトをしてあり、農業経験はおありです。この度、ご自身で農地を取得され、レタスやブロッコリーを作付けし、営農される予定です。出荷はJAの予定でございます。以上でございます。</p> |
| 議 長        | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br/>       質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br/>       ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>   |
| 議 長        | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>  |
| 議 長        | <p>続いて番号2番を、農業委員9番 隈本俊光委員さんご説明をお願いします。</p>   |
| 農業委員<br>9番 | <p>農業委員9番が、2番を説明いたします。（議案書朗読）以上です。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。<br><br>( 異議なしの声あり ) |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。   |
| 議 長 | 続いて番号3番を事務局より説明をいたさせます。  |
| 事務局 | 3番について説明します。(議案書朗読) よろしくお願ひします。  |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。<br><br>( 異議なしの声あり )    |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。   |
| 議 長 | 続いて番号4番を、事務局より説明をいたさせます。   |
| 事務局 | 4番についてご説明いたします。(議案書朗読) 以上です。   |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。<br><br>( 異議なしの声あり )    |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。   |
| 議 長 | 続いて番号5番を、農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願ひします。   |

|             |   |
|-------------|---|
| 農業委員<br>17番 | 農業委員17番が、5番を説明します。（議案書朗読）よろしくお願いたします。   |
| 議 長         | <p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。<br/>         質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br/>         ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>     |
| 議 長         | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。  |
| 議 長         | 続いて番号6番を、農業委員4番 久間絹子委員さんご説明をお願いします。   |
| 農業委員<br>4番  | 農業委員4番が、6番について説明いたします。（議案書朗読）ご審議をよろしくお願いたします。   |
| 議 長         | この案件は新規営農でありますので、事務局へ説明をいたさせます。   |
| 事務局         | <p>ご説明いたします。譲受人は、野菜・筍を作られる予定です。現在の申請地において、お母様と一緒に農業をされており、この度、お婆様より農地を取得され、引き続き営農を継続される予定であります。以上でございます。</p>                                      |
| 議 長         | <p>地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br/>         質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br/>         ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長         | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。  |
| 議 長         | 続いて番号7番を、事務局より説明をいたさせます。  |
| 事務局         | 7番について説明します。（議案書朗読）よろしくお願いたします。   |

|             |   |
|-------------|---|
| 議 長         | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br/>         質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br/>         ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>    |
| 議 長         | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>   |
| 議 長         | <p>続いて番号8番を、農業委員11番 茅島澄雄委員さんご説明をお願いします。</p>   |
| 農業委員<br>11番 | <p>農業委員11番が、8番について説明します。(議案書朗読) よろしくお願ひいたします。</p>   |
| 議 長         | <p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。<br/>         質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br/>         ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> |
| 議 長         | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>   |
| 議 長         | <p>続いて番号9番を、農業委員15番 鵜木利通委員さんご説明をお願いします。</p>   |
| 農業委員<br>15番 | <p>農業委員15番が、9番について説明いたします。(議案書朗読) よろしくお願ひいたします。</p>   |
| 議 長         | <p>この案件は新規営農でありますので、事務局へ説明をいたさせます。</p>  |
| 事務局         | <p>営農計画者についてご説明いたします。申請者は祖父の農業の手伝いを4年ほどされており、今回、自分で新規で始めたいということです。祖父の農地を譲り受けられ、祖父の指導を受けながら苺を作付けされます。出荷はJAの予定です。以上です。</p>                      |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。<br><br>( 異議なしの声あり ) |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。   |
| 議 長 | 続いて番号10番を、事務局より説明をいたさせます。  |
| 事務局 | 10番についてご説明します。(議案書朗読) 以上です。  |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。<br><br>( 異議なしの声あり )        |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。   |
| 議 長 | 続いて番号11番を、事務局より説明をいたさせます。  |
| 事務局 | 11番についてご説明いたします。(議案書朗読) よろしくお願<br>いたします。   |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。<br><br>( 異議なしの声あり )        |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。   |
| 議 長 | 続いて番号12番を、事務局より説明をいたさせます。  |



|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 1 2 番についてご説明します。（議案書朗読）以上です。   |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br/>         質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br/>         ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。<br/>         1 1 ページをお願いします</p>  |
| 議 長 | <p>報告第 5 号、農地法施行規則第 2 9 条の規定による報告について番号 1 番を事務局へ説明をいたさせます。</p>   |
| 事務局 | <p>番号 1 番についてご説明いたします。申請地は上陽町打越の県道田主丸黒木線から市道打越東西線に入り、西に 8 0 m ほど進んだ農地です。（議案書朗読）自作地であり、隣接地も申請人の所有地となっております。以上でございます。</p>                    |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br/>         質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p>  |
| 議 長 | <p>続いて番号 2 番を、事務局より説明をいたさせます。</p>  |
| 事務局 | <p>2 番について説明します。申請地はアスタラビスタ黒木店から北西へ約 1 0 0 m 進んだ農地です。（議案書朗読）自作地であり、隣接農地の同意もあります。以上です。</p>  |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br/>         質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。<br/>         1 2 ページをお願いします。</p>                   |
| 議 長 | <p>議案第 1 7 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の計画変更につ</p>   |

|            |   |
|------------|---|
| 議 長        | いて事務局より説明をいたさせます。   |
| 事務局        | <p>ご説明いたします。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。こちらの案件につきましては、場所は、本村の清水公園のすぐ北側の土地となっております。平成30年に譲受人が申請地を含めまして一帯を宅地分譲及び共同住宅用地として利用するため、農地法第5条許可を受けた土地です。しかし、事業遂行が困難となり、貸駐車場用地として利用するための計画変更を申請されているものです。現況は登記、田といっても造成があったため、雑種地となっています。（議案書朗読）隣接する農地はございません。水利承諾もとれており、排水に関しても問題がないと思います。以上でございます。</p> |
| 議 長        | <p>続いて現地調査員の農業委員9番 隈本俊光委員さんご説明をお願いします。</p>  |
| 農業委員<br>9番 | <p>農業委員9番が、1番について説明いたします。3月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下により処理されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上で終わります。</p>   |
| 議 長        | <p>事務局の説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>   |
| 議 長        | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>13ページをお願いします。</p>  |
| 議 長        | <p>議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番を事務局より説明をいたさせます。</p>  |
| 事務局        | <p>ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| 事務局         | 農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。場所につきましては、県営宅間田団地のすぐ西側の土地になります。（議案書朗読）隣接する農地の同意はありますし、水利承諾もとれており、排水に関しても問題はないと思います。以上でございます。       |
| 議 長         | 続いて現地調査員の農業委員9番 隈本俊光委員さんご報告をお願いします。  |
| 農業委員<br>9番  | 農業委員9番が、1番について説明いたします。3月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、合併処理浄化槽により処理され、東側道路側溝へ放流されます。雨水については、自然流下及び東側道路側溝へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。 |
| 議 長         | 事務局の説明および現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。<br><br>( 異議なしの声あり )  |
| 議 長         | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。   |
| 議 長         | 続いて番号2番を事務局に説明をいたさせます。   |
| 事務局         | ご説明いたします。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。以上でございます。  |
| 議 長         | 続いて、農業委員12番 牛嶋徹也委員さんご説明をお願いします。  |
| 農業委員<br>12番 | 農業委員12番が、2番について説明いたします。場所につきましては、納楚のドラッグストアコスモスから北方へ250mほど進んだ農地になります。（議案書朗読）隣接する農地はありません。水利の   |

|             |  |
|-------------|--|
| 農業委員<br>12番 | 承諾もとれており、排水に関しても問題はないと思います。以上でございます。よろしくお願いします。  |
| 議 長         | 現地調査員の農業委員9番 隈本俊光委員さんご報告をお願いします。   |
| 農業委員<br>9番  | 農業委員9番が、2番について説明いたします。3月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、公共下水道により処理されます。雨水については、申請地内に設置される側溝を通り、北側道路側溝へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。                     |
| 議 長         | 事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。  |
|             | ( 異議なしの声あり )   |
| 議 長         | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。   |
| 議 長         | 続いて番号3番を事務局より説明をいたさせます。  |
| 事務局         | ご説明いたします。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定以上に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。場所につきましては、柳瀬の熊野神社から南西へ60mほど進んだ農地になります。(議案書朗読)隣接する農地の同意もありますし、水利承諾もとれており、排水に関しても問題はないと思います。以上でございます。 |
| 議 長         | 続いて現地調査員の農業委員9番 隈本俊光委員さんご報告をお願いします。  |
| 農業委員<br>9番  | 農業委員9番が、3番について説明いたします。3月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、発生いたしません。雨水  |

|            |  |
|------------|--|
| 農業委員<br>9番 | については自然流下により処理されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上で終わります。   |
| 議 長        | <p>事務局の説明および現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>   |
| 議 長        | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>14ページをお願いします。</p>   |
| 議 長        | <p>議案第19号、土地改良事業に参加する資格について、事務局より説明をいたさせます。</p>  |
| 事務局        | <p>議案第19号、土地改良事業に参加する資格について説明します。県営黒木地区土地改良区画整理事業に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です。土地改良事業に参加できる資格者は土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者または所有権者以外の権限（賃借権・使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。申請があつておりますのが、議案書に記載の3名になります。番号1番の者・番号2番の者の所有権を有する土地の事業施行区域への編入と、番号3番の者の所有権を有する土地の施行区域からの除外に伴い、事業計画の変更を行うものです。今回、農業委員会が証明を行った3条資格者に同意をとられ、事業計画の変更が行われます。以上です。</p> |
| 議 長        | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑等無ければ、参加資格ありということでご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>  |
| 議 長        | <p>異議がありませんので、参加資格証明書を発行することに決定いた</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | します。<br>15ページをお願いします。  |
| 議 長 | 議案第20号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について事務局より説明をいたさせます。   |
| 事務局 | ご説明いたします。本案件の農地法第3条に係る下限面積の設定につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省による定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示した時はその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるようになりました。また、農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性について検討することが求められています。以上より、今回検討した結果、1番の特定の区域に限定した設定は八女市内全域を対象としまして、農地法施行規則第17条第1項第3号の別段面積の基準である八女市の農家全体の概ね4割は経営面積が40アール未満であること、また、長年広く定着してきていることから、変更は行わず引き続き40アールに設定したいと考えております。また、2番 空き家に付属した農地に限定した設定は1アールに設定したいと考えています。こちらは、空き家バンクに登録された空き家に付属した農地を利用した新規就農や定住の促進を図る観点から定めるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br>ご異議ありませんか。<br><br>( 異議なしの声あり )  |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。<br>16ページをお願いします。  |
| 議 長 | 議案第21号、農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定につ   |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | いて事務局より説明をいたさせます。   |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。行政手続法第6条において、行政庁は、申請に対するまでに通常要すべき標準的な機関である標準処理期間を定めるよう努めることとされております。また、農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」においても農業委員会が行う農地法第3条の許可事務については、農業委員会が定める標準処理期間内に事務処理を完了し、ホームページ等により周知することと通知されております。八女市農業委員会におきましては、農地法第3条の関係の締切日が通常20日、総会が翌月5日に開催いたしております。この間約15日間が経過し、それから決済の期間等を約5日で設定すると合計が20日になりますが、予備の期間も含めて、農地法第3条第1項の標準処理期間を25日に設定したいと提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。<br/>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。<br/>ご異議ありませんか。<br/>( 異議なしの声あり )</p>   |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。  |
| 議 長 | <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。<br/>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。<br/>( 閉会宣言 2時42分 )<br/><br/>令和2年4月7日<br/><br/>議 長<br/><br/>23番<br/><br/>1番</p>   |